

## 消費者へのアドバイス

### (1) 自分が持っていない金融商品や権利について買い取るから利益になるなどと、他社と契約させようとする話には絶対に耳を貸さないこと

「買え買え詐欺」（劇場型勧誘）を受けて実際に消費者が利益を得たり、被害が回復できたケースは今までに確認されていません。また、お金を支払った後、業者とは連絡不能になることがほとんどです。一度話を聞いてしまうと、「あなたはお金を払う必要はない」などと巧妙に引き込まれ、「被害を取り戻す」などと次々と同種のトラブルに遭い、最終的には全財産を根こそぎ奪われることにもつながりかねないため、誘いには絶対に耳を貸さないでください。

### (2) 絶対にお金を渡さずに、すぐに消費生活センターに相談すること

郵送や手渡しでお金を渡してしまうと、銀行振り込みの場合は可能であった口座凍結の処置すらできなくなります。証拠も残らないことが多く、お金を取り戻すことはさらに困難となるため、絶対にお金を支払わないでください。また、脅すような口調で金銭の支払いを求められるなどして、少しでも不安や恐怖を感じたらすぐに警察署や居住地の消費生活相談窓口にご相談してください。

### (3) 周りの人も高齢者がトラブルに遭っていないか気を配ること

劇場型勧誘による「買え買え詐欺」のトラブルでは、高齢者が被害に遭うケースが非常に目立っています。周りの人も、口数が減る、買い物をあまりしなくなる、借金を申し込んでくるなど、高齢者の日常生活に変化が生じていないか気を配り、高齢者の生活に不自然な点があれば居住地の消費生活相談窓口へ相談するよう勧めてください。

警察や居住地の消費生活相談窓口情報を提供しておくとともに、民生委員をはじめ、町内会などの身近な方が情報を共有し、「声かけ」と「見守り」を続けていただくことが被害の予防、早期発見、拡大を防止するために何より有効です。

### (4) こうした怪しい勧誘を避けるために

こうした怪しい投資を勧めるパンフレットの送付や電話勧誘を受けるということは、悪質業者のリストに消費者の個人情報登録されていると考えられます。電話勧誘対策として、常に留守番電話にしておくことも効果的です。執拗な電話勧誘を受けている場合には、電話会社に相談して、電話番号の変更や迷惑電話を拒否するサービスを利用することも有効です。特に必要がない場合は、電話帳への掲載を控えることもお勧めします。



## 消費生活ビデオ・DVDライブラリー

30分



ビデオ・DVDライブラリーに次のDVDが加まりました。

### 「自分らしい明日のために 早見優が案内する成年後見人制度」

企画・製作：一般財団法人  
民事法務協会

認知症など精神上の障害によって判断力が低下した人たちが、自分らしく安心して生活し活動できるように支援するための「成年後見人制度」について、制度の概要や後見人の仕事について分かりやすく解説します。

\*貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

\*ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/syohi/syohi.htm>